

「決算短信・四半期決算短信の様式に関する自由度の向上について」
に寄せられたパブリック・コメントの結果について

当取引所では、決算短信・四半期決算短信（以下「決算短信等」といいます。）の様式に関する自由度の向上について、その要綱を昨年10月28日に公表し、11月27日までの間、広く意見の募集を行い、その結果、24件のコメントが寄せられました。

本件に関してお寄せいただいた主なコメントの概要及びそれに対する当取引所の考え方は以下のとおりです。

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
1. 短信の様式（サマリー情報）に関する自由度の向上		
1	<ul style="list-style-type: none"> サマリー情報の統一された様式によって一覧性、比較可能性が確保されており、海外企業のアーニング・リリースなどと比較しても利便性が高く、投資家にとって有用である。使用義務が撤廃されることで、そうした利点が失われ、投資家に混乱をもたらすのではないかと。 	<p>※ サマリー情報の様式の使用義務撤廃は、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループにおいて、企業と株主・投資者との建設的な対話を充実させるため、義務的な記載事項を可能な限り減らし、開示の自由度を高めることで、それぞれの企業の状況に応じた開示を可能とすることが提言されたことを受けたものです。</p> <p>※ 当取引所としては、サマリー情報の様式の使用は、元来、強制ではなく、要請してきたものであるという経緯も踏まえ、今後も引き続き、当取引所の定める参考様式に基づいて決算短信等の作成・開示を行っていただくよう、要請いたします。</p> <p>※ XBRL データの提供については、今後も維持いたします。</p> <p>※ 業績予想については、すでにサマリー情報の様式において、業績予想欄のない様式を提供しており、各社の判断で必要に応じた開示が行われているところであり、その位置づけは変わりません。</p> <p>※ 業績予想については、これまでも多様かつ柔軟な</p>
2	<ul style="list-style-type: none"> 様式の使用義務を撤廃することで、企業が自主的に、自社の状況をより適切に表すデータを記載するなどの改善が行われるのであれば歓迎したいが、単に一部のデータを省略する（例えば当期利益は記載しているが営業利益は省略するなど）ような企業が出てきた場合、投資家の判断をミスリードすることになる。 	
3	<ul style="list-style-type: none"> サマリー情報の使用義務の撤廃に賛成する。 	
4	<ul style="list-style-type: none"> サマリー情報の XBRL は決算データの機械的な処理による国内外の投資家への迅速な情報提供を可能としているものであり、今後も維持すべきである。 	
5	<ul style="list-style-type: none"> 連結業績予想を短信様式から削除すべきである。仮に参考様式から削除を行ったとしても、必要な情報を企業で判断したうえで開示するため、開示の後退には当たらないと考える。 	
6	<ul style="list-style-type: none"> 今回の見直しの対象には、業績予想の開示は含まれていない点を確認したい。当該開示について、開示内容は既に自由化されているため、今回の見直しの基 	

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
	<p>となった金融審議会のディスクロージャーワーキング・グループの報告では、見直しの対象にはなっていないものと認識している。</p>	<p>記載ができるよう様式の改定を進めてまいりましたが、政府の「第4回 未来投資会議」(2017年1月27日)において、「過度に短期的、投機的取引に陥ることなく、中長期的な企業価値の向上を後押しする観点から、四半期報告を含め、企業情報開示の在り方を見直し、投資家が真に求める情報が効率的・効果的に開示されるように」する方針が示されたことを踏まえ、多様化が進む実際の記載例をできるだけ多く例示することで、多様かつ柔軟な開示が可能なことをより明確にいたします。</p>
<p>2. 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループの提言を踏まえた要請事項等の見直し ※ 以下の事項については、上場制度の改正ではなく、実務上、決算短信等において開示要請を行っている事項等の見直しに関するものであるため、パブリック・コメントの対象ではありませんが、多くのご意見をいただきましたので当取引所の考え方を記載いたします。</p>		
<p>(1) パブリック・コメント手続きの対象</p>		
7	<ul style="list-style-type: none"> 今回の見直しの内容は抜本的で、かつ、財務諸表利用者への影響も多大であると思われる。したがって、要請事項等も含めた見直しの内容について、決定する前に再度パブコメを実施すべきではないか。 	<p>※ 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループでは、決算短信等の意義は、有価証券報告書等の法定開示が監査等の終了した決算情報を確報として開示するのに対して、それに先立って決算情報を迅速に速報することにあるとされ、こうした観点から、決算短信等には監査等が不要であることを改めて明確化して迅速な開示を求めること、決算短信等において記載を要請する事項は速報性が求められる事項に限定して開示の自由度を高めることが提言されました。</p>
<p>(2) 監査及び四半期レビューが不要であることの明確化</p>		
8	<ul style="list-style-type: none"> 当協会の調査では、3月決算の上場会社のうち、約4割の会社が速報値である決算短信の発表以前に確報値である会計監査人の監査報告書が提出されているなど、速報性に意義がある決算短信に実質的に監査による信頼性を求める慣行が一定の範囲で存在していることを示唆する実態となっている。 現在の短信の作成要領では、決算の内容の早期開示に向けて、財務諸表監査を行う公認会計士又は監査法人と緊密な連携の確保が求められているが、この記載が上記の慣行を生む要因の一つとなっていると考えるため、この記載の見直しについても検討していただきたい。 短信の様式に「監査手続の実施状況に関する表示」の記載があるが、明確に「監 	<p>※ また、自由度の向上により、上場会社は、投資者等との対話を通じて、決算短信等において必要な記載内容を判断し、各社の状況に応じた開示がで</p>

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
	査は不要である旨」の記載を行うように変更すべきと考える。	きるようにするという考えが示されております。
9	<ul style="list-style-type: none"> 上場会社において、決算短信等において開示される決算情報・四半期の数値がどの程度の確度のもと考えて開示しているのか、開示会社側に考え方の説明を求めることが適切かつ必要というべきである。当然のことながら、投資者として、情報の精度を判断するうえでそのような情報がなければ適切な投資判断が困難となるからである。 例えば、社内の開示委員会の承認を経ているか、取締役会の承認または報告がなされているのか、監査役会・監査委員会等のレビューの状況や会計監査人の監査や四半期レビューの状況に関する情報、監査・四半期レビューの終了の見込み時期・監査済（レビュー済）情報の開示予定時期などの情報について、決算短信等の公表時にあわせて開示されるように、制度を整備することが適当である。 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 当取引所におきましては、こうした提言に沿って、決算短信等のサマリー情報の様式の使用義務を取りやめるとともに、記載を要請する事項の見直しを行うこととしております。 ※ この度のパブリック・コメントには、多くの投資家やアナリストから決算短信等で記載を要請する事項に関するご意見が寄せられました。これらのご意見につきましては、上場会社が投資者等との対話を通じて、決算短信等において必要な記載内容を判断する際の参考となるよう、全上場会社に通知し、当取引所ウェブサイトに掲載することで周知を図ることとします。
	(3) 要請事項の限定等による自由度の向上	
10	<ul style="list-style-type: none"> 短信への記載を東証が要請する事項は、サマリー情報、経営成績・財政状態・今後の見通しの概況（決算短信のみ）並びに連結財務諸表（または四半期連結財務諸表）及び主な注記に限定されることになることと理解しているが、利用者が各報告期間に起きた上場各社の大きな変化や新たな動きを正確に理解するには、これだけの事項では不十分な場合も多く、株主・投資者との対話を充実させるのに適切な追加情報が、上場各社から積極的に開示されることを期待している。 	
11	<ul style="list-style-type: none"> 速報性がそれほど求められない項目（例えば経営方針等）については有価証券報告書に記載することが適当という考え方は理解できるが、日本では有価証券報告書が株主総会前に開示されておらず、決算短信の情報がその代替になっている。このような見直しは、有価証券報告書が株主総会の数週間前に開示されるというプラクティスが確立してから行うべきであり、拙速な簡素化は行うべきではないと考える。 	
12	<ul style="list-style-type: none"> 決算短信に、取締役や役員の異動、定款変更や役員報酬に関する事項といった、議決権行使に必要なコーポレート・ガバナンス関連の情報も盛り込むべき。 	

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
13	<ul style="list-style-type: none"> 「経営方針」については、決算短信ではなく有価証券報告書において開示すべきと提言されたことを踏まえて、決算短信の記載内容から削減することには賛成である。 	
14	<ul style="list-style-type: none"> 「投資判断に有用な情報の追加に係る要請」は、投資判断に有用な情報が何かは企業が判断すべきであることを踏まえ、削除すべきである。 	
(4) 速報性に着目した記載内容の削減による合理化		
15	<ul style="list-style-type: none"> 決算短信（サマリー情報）で売上高や営業利益、当期純利益、純資産等の主要な数値が開示されているのであれば「連結財務諸表」が作成できていないことは考えにくい。その開示を遅らせることが企業にとってどのようなメリットがあるのか疑問である。 連結財務諸表を添付しない会社は、「何か隠したい情報があるのではないか」と投資家に疑われ、信頼を損なうことも考えられる。 また、サマリー情報の公表から連結財務諸表の公表までの期間に、情報のリークや様々な憶測が出回り、無用な取材のアプローチが増えるなどの悪影響も考えられる。 このように、企業にとっても、今回の改定案はメリットを見出し難く、改定の必要がないもののように思われる。 	
16	<ul style="list-style-type: none"> 現在、各社が開示している内容（サマリー情報、BS、PL、セグメント情報、CF計算書、役員の変動、配当情報、期末自己資本額、期末株数、会社予想の変更内容、設備投資、減価償却費）は業績分析に必要不可欠である。もし、サマリー情報だけの開示になった場合は、確実にミスリードし、間違った株価形成が頻発することになる。 	
17	<ul style="list-style-type: none"> 連結財務諸表を開示せずに、上場各社が自信を持って「投資者の投資判断を誤らせるおそれがない場合」と判断できる具体的な状況とはどのような状況なのか、容易には想像できない。東京証券取引所には、「投資者の投資判断を誤らせるおそれがない場合」について、上場各社の判断の手助けとなる様な何らかの例示やガイダンスの提示を検討していただきたい。万が一、上場各社が連結財務諸表を添付せずに決算を発表する様な場合には、「なぜ連結財務諸表を添 	

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
	付しないのか」「なぜ投資者の投資判断を誤らせる恐れがないと判断したのか」「いつ連結財務諸表を公表するのか」をサマリー情報に必ず記載していただきたい。	
18	<ul style="list-style-type: none"> 四半期決算短信で、四半期連結キャッシュ・フロー計算書の開示を義務化するなど、むしろ開示の強化を図るべきと考える。 	
19	<ul style="list-style-type: none"> 決算短信による情報開示の意義が速報性にあることに鑑みれば、本来、決算短信の要請はサマリー情報のみで足り、添付書類の要請は不要であると考えます。 	
3. その他		
20	<ul style="list-style-type: none"> 通期の決算短信に事業年度の連結財務諸表を添付する義務はなくなるということであるが、その場合に、企業が任意で連結財務諸表を提供しなければ、詳細な財務情報の開示は遅れ、場合によっては定時株主総会後にならないと手に入らないこととなる。その結果、投資家が議決権行使の判断をする際の情報量が減ったり、情報を精査する時間が減るといことが起こり得る。さらに、定時株主総会に先立った株主と企業の建設的な対話は困難になる。 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 従来、連結財務諸表等は決算短信等の添付資料としてサマリー情報等と同時に開示することを要請しているだけで、開示を義務付けてはおりません。今後も、原則として、サマリー情報等との同時の開示を要請してまいります。 ※ 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループの提言では、それぞれの企業の状況に応じたより早期の決算発表を可能とするため、投資判断を誤らせるおそれがない場合には、サマリー情報等を連結財務諸表に先行して開示ができるようにし、そうした場合でも連結財務諸表は開示できるようになった時点で直ちに開示を要請することとしています。 ※ 通期決算において、連結財務諸表が速やかに提供されることが株主総会における議決権行使のためにも重要であるというご指摘は、上場会社にも周知いたします。
21	<ul style="list-style-type: none"> 「継続企業の前提に関する注記」は、決算短信・四半期決算短信の添付資料としての記載要請事項に含まれている。これとのバランスを考慮し、「継続企業の前提に関する重要事象等」も、記載要請事項に含めるべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 継続企業の前提に関する重要事象等は、該当する場合に限って、これまでどおり、記載を要請します。

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
22	<ul style="list-style-type: none"> 今般の改正により、決算短信制度の上場規則上の位置づけは変わるのか、変わるとすればどのように変わるのか、明らかにすべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 通期・四半期の決算発表を行うことが上場規則上の義務であることは今後も変わりません。 ※ 決算短信制度の上場規則上の位置づけは、2010年の上場規則の改正でサマリー情報について様式の使用強制をする前の位置づけと同様となります。
23	<ul style="list-style-type: none"> サマリー情報に個別業績の概要を記載する意義は薄れている。短信様式における「(参考)」とはいえ、項目としてガイドブックに記載されることにより、個別業績に重要性がない場合であっても、過度に保守的に解釈して記載せざるを得ないケースが生じている。こういった状況を踏まえ、短信様式上から「(参考) 個別業績の概要」を削除することをご検討いただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループの提言に沿って、上場会社が投資者等との対話を通じて、決算短信等において必要な記載内容を判断することとなります。
24	<ul style="list-style-type: none"> 四半期決算短信に於いて、BPSの記載義務が無くなったのは、極めて不便である。BPSを記載する事が、上場会社側にとって過大な負荷とはならないと思われるため、BPSの記載を義務付ける(或いは参考様式にBPSの記載を取り入れる)様にすべき。 	
25	<ul style="list-style-type: none"> 決算短信及び四半期決算短信のサマリー情報における「配当の状況」において、資本剰余金を原資とする配当を行う場合の「配当基準日」、「1株当たり配当金」、「純資産減少割合」、「支払開始日」の情報は、投資家の配当所得課税及び譲渡所得税を計算する上で必須となる重要な情報です(所得税法25条1項3号、租税特別措置法37条の11第3項)。 また、証券会社の特定口座で当該銘柄を保有している場合には、証券会社は、配当の支払開始日の一週間程度前までに前記の情報開示を受けなければ源泉徴収事務を行うことができません。現状、発行会社から義務的に開示されるものは決算短信だけであるため、開示内容については証券会社の実務を踏まえたものとしていただきたいと考えます。 	
26	<ul style="list-style-type: none"> 決算短信制度の自由化を進めるうえで、企業行動規範の望まれる事項の一つとして、上場会社における決算短信等にかかる開示の方針・開示姿勢についての説明又は開示を求めていくことが妥当ではないか。 完全に任意にすれば、実際に開示されるまでどの情報が入手できるか予測がで 	<ul style="list-style-type: none"> ※ いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
	<p>きなくなり、妥当ではないことと、開示範囲が任意でありにも頻繁に変更されるようなことがあった場合には、同一企業の開示内容について一貫性を欠く点で妥当ではない。え、もし仮に都合の悪い情報の開示を開示企業側の事情で遅らせるようなことがあれば、それは問題である。したがって、自主的に各社が自らどのような開示姿勢をとっているかを対外的に示し、それに従って開示実務を進めていくことが妥当である。</p>	
27	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、金融市場の周辺では様々な議論が並行して行われており、それらの議論との整合性を保つことも重要であろう。フェアディスクロージャの問題や、株主総会基準日の問題、更には四半期決算開示に係わる問題などと決算短信の問題は少なからず関係がある。 ・ 決算短信の自由度向上という今回の変更を独立した問題として捉えるのではなく、公正で競争力のある市場の実現という本来の目標を見据え、より広範囲な議論の継続を期待したい。 	<p>※ いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>

提出者：1, 15, 16, 20, 27 = 野村アセットマネジメント、1 = みんかぶ、2, 10, 17 = 日本証券アナリスト協会、2, 11, 15 = スチュワードシップ研究会、3, 5, 7, 13, 14, 23 = 日本経済団体連合会 経済基盤本部、3, 5, 13, 14, 23 = 全国銀行協会、3, 8, 13, 19 = 日本公認会計士協会、4, 12 = PIRC (*), 4 = QUICK、9, 15, 22, 26 = 上場会社法制の在り方を考える会、11, 17, 20 = Hermes EOS、15 = USS (*), 20 = Legal & General Investment Management 及び Standard Life Investments をはじめとする海外機関投資家等 42 社連名 (*), ICGN (*), 25 = 野村証券、1, 6, 7, 11, 15, 16, 17, 18, 21, 24, = 個人

(*) ご意見の原文は英文でご提出いただいております。当取引所において原文を和訳した上で、その概要をご紹介します。

以上